

仕様書

1 業務名

下水道河川局イントラネットパソコンデータ消去業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）

※ 具体的な作業日程は、担当職員と調整すること。

3 業務の概要

下水道河川局庁舎及び外郭施設で使用している指定のパソコン（別紙参照）について、リース期間満了に伴い返却の必要があるため、ハードディスクドライブ等の記録媒体のデータ消去を行う。

4 業務内容

(1) 機器の仮設置・撤去

① 別紙の各所管課が指定する場所にて対象機器の仮設置と電源ケーブル敷設を行う。電源は当市が供給するが0Aタップなどは受託者にて用意すること。

② 作業完了後に上記で仮設置した機器と電源ケーブル類を撤去すること。

(2) データ消去

ア 専用ソフトウェアまたは装置によりデータを消去すること（リース機器のため物理破壊は不可）。

イ 消去方式については、OS等からのアクセスが不可能な領域も含めて消去できる方式とすること。

1. メーカーにおいてテストされた上書き技術／方法／ツールを使用

消去手順は、すべて0の列などの固定データ値を持つ少なくとも3回パスの書き込みで構成される方法

2. ATAセキュリティ機能セットのSECURE ERASE UNITコマンドを使用する方法（サポートされている場合）。

ウ 消去作業に必要なソフトウェアライセンス、装置等の費用は当業務の見積に含めること。

エ データ消去作業の実施手順について、データ消去作業実施前までに作成し、本市の承認を受けること。

オ 作業は、別紙の各所管課の指定する場所で行い、原則職員の立ち合いのもと実施すること。何らかの事情によりソフトウェアによる消去ができなかったものについては、原因の究明及び対応方針について担当職員に相談し、指示を受けること。

(2) 本業務の履行において、その内容に不備がある場合、また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当課と協議の上業務を実施すること。

5 提出書類

(1) 作業工程表

契約締結後、担当職員と調整のうえ、作業工程、入庁日、作業時間などが記載された書類を提出すること（様式は問わない）。また、工程表には、データ消去に使用するソフトウェア及び装置等の仕様が分かる書類を添付すること。

(2) 従事者名簿

契約締結後、速やかに本業務に携わる責任者と作業員の氏名、所属等が記載された名簿を提出すること（様式は問わない）。

(3) データ消去証明書

業務完了後、消去措置の完了を証明する書類を提出すること。下記の項目が記載されていれば様式は問わない。

ア 受託者の所在地及び名称

イ 作業日時・場所

ウ データ消去したパソコンの型番及び製造番号

エ データ消去方法

オ 使用したデータ消去ソフトウェア等の名称

カ 作業担当者名

(4) 完了届

業務完了後、担当課が指定する様式にて提出すること。

(5) その他

上記に示す書類のほか、本市で必要とするものはその都度提出すること。

6 留意事項

(1) 受託者は情報の管理・取扱いについて十分留意すること。

(2) 作業は原則業務時間内（平日 8 時 45 分から 17 時 15 分）に行うこと。

(3) 作業の際は、常に身分証明書を携行すること。

(4) 業務に必要な工具等に係る費用は受託者の負担とする。

(5) 環境関連法令等を遵守するとともに、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(6) 業務の進捗状況について、担当課に適宜報告し指示を受けること。また、事故等が発生した場合も、速やかに報告し指示を受けること。

(7) 受託者の社名及び担当者等が変更になった場合、遅滞無く担当課に連絡すること。

(8) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、決定する。

7 担当課

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課

札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階

TEL：011-818-3452 FAX：011-812-5203

データ消去対象機器一覧

【別紙】

■デスクトップパソコン 富士通 ESPRIMO K7010/E (FMVK1101G)

■ノートパソコン 富士通 LIFEBOOK A5011/G (FMVA86005)

枝番	所管課		デスクトップ	ノート	計
	課	住所			
1	経営企画課	下水道河川局庁舎3階 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)	22	8	30
2	財務課	下水道河川局庁舎3階 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)	18	0	18
3	下水道計画課	下水道河川局庁舎3階 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)	36	1	37
4	施設管理課	下水道河川局庁舎2階 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)	17	3	20
5	管路保全課	下水道河川局庁舎2階 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)	55	1	56
6	排水指導課	下水道河川局庁舎1階 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)	34	1	35
7	東部下水管理センター	東部下水管理センター (札幌市白石区本通20丁目北2-11)	31	1	32
8	西部下水管理センター	西部下水管理センター (札幌市西区八軒9条西7丁目1-30)	31	1	32
9	処理施設課	下水道河川局庁舎4階 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)	10	0	10
10	水質管理担当課	創成川水再生プラザ別棟 (札幌市北区麻生町8丁目1-15)	17	1	18
11	施設保全課	下水道河川局庁舎4階 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)	47	0	47
12	創成川水処理センター	創成川水処理センター (札幌市北区麻生町8丁目1-15)	30	4	34
13	創成川水再生プラザ	創成川水再生プラザ (札幌市北区麻生町8丁目1-15)	13	4	17
14	豊平川水処理センター	豊平川水処理センター (札幌市白石区菊水元町8条3丁目5-1)	21	0	21
15	豊平川水再生プラザ	豊平川水再生プラザ (札幌市白石区菊水元町8条3丁目5-1)	20	5	25
16	新川水処理センター	新川水処理センター (札幌市西区八軒9条西7丁目1-65)	26	1	27
17	新川水再生プラザ	新川水再生プラザ (札幌市西区八軒9条西7丁目1-65)	12	3	15
18	手稲水再生プラザ	手稲水再生プラザ (札幌市手稲区手稲山口265番地8)	16	3	19
			456	37	493